

分割基準の見直しに関する
質 疑 応 答 集

平成17年11月
神 奈 川 県

目 次

ページ

法人事業税の分割基準の見直しについて

- Q 1 平成17年度税制改正における法人事業税の分割基準の見直しについて教
えてほしい。 1

事務所等の定義について

- Q 2 事務所等に該当するか否かの判定について教えてほしい。 2

事務所数の数え方について

- Q 3 事務所数の数え方について教えてほしい。 3
- Q 4 事務所等の構内・区画が2以上の都道府県の区域にまたがる場合の事務
所数の数え方について教えてほしい。 4

事務所数に係る分割基準の算定について

- Q 5 事務所数に係る分割基準の算定について教えてほしい。 5

課税標準の分割に関する明細書（地方税法施行規則第10号 様式）の記載例

- Q 6 課税標準の分割に関する明細書（地方税法施行規則第10号様式）の記載
について教えてほしい。 6

法人事業税の分割基準の見直しについて

Q1 平成17年度税制改正における法人事業税の分割基準の見直しについて教えてください。

A

法人事業税の分割基準に関する改正点は次のとおりです。

非製造業（鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。）について、課税標準額の二分の一に相当する額を関係都道府県に所在する事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の数（以下「事務所数」といいます。）に、二分の一に相当する額を関係都道府県に所在する従業者の数にあん分することとなりました。

資本の金額又は出資金額（以下「資本金」といいます。）が一億円以上の法人について、本社である事務所等の管理部門の従業者の数を二分の一に相当する数とする措置を廃止することとなりました。

なお、平成17年4月1日以後開始する事業年度又は計算期間（以下「事業年度」といいます。）から適用となります。

法人事業税の分割基準の見直し

事業		現 行	見 直 し 後
非製造業	銀行業 証券業 保険業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数 （資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2）	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
	運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等	従業者数 （資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2）	
製造業		従業者数 （資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2、工場の従業者数を1.5倍）	従業者数 （資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル数	
ガス供給業 倉庫業		事務所等の固定資産の価額	
電気供給業		課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額	

事務所数には、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日における数値）を使います。

事務所等の定義について

Q2 事務所等に該当するか否かの判定について教えてほしい。

A

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

この場合において、事務所等において行われる事業は、当該法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えありませんが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲には含まれません。

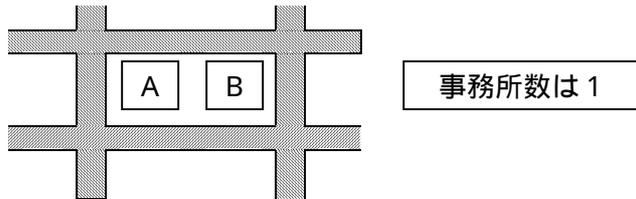
また、事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要することから、2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないこととなります。

事務所数の数え方について

Q3 事務所数の数え方について教えてほしい。

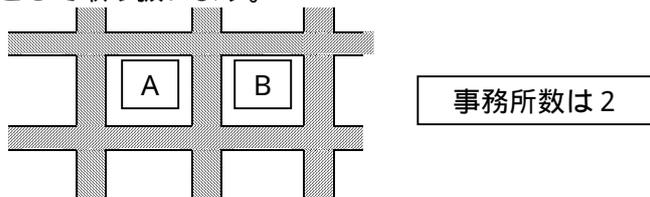
A

- 1 原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物（以下「建物」といいます。）について一の事務所等として取り扱います。



原則：同一構内・区画 一の事務所等

- 2 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取り扱います。



原則：近接した構内・区画 構内・区画ごとに一の事務所等

〔留意点〕

2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事務所等として取り扱います。

例外：経済活動・事業活動が一体 一の事務所等

- 3 事務所数の数え方をまとめると次の表のとおりとなります。

区 分	原 則	例 外
同一構内・区画	一の事務所等	経済活動・事業活動が独立 店舗等ごとに一の事務所等
近接した構内・区画	構内・区画ごとに一の事務所等	経済活動・事業活動が一体 一の事務所等

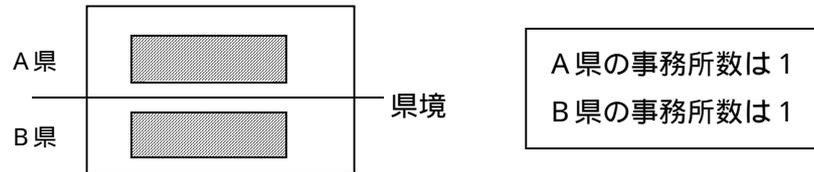
一構の建物の中で複数の店舗等が独立している場合は、その店舗等ごとに一の事務所等となります。

Q 4 事務所等の構内・区画が2以上の都道府県の区域にまたがる場合の事務所数の数え方について教えてほしい。

A

1 事務所等の建物が、一の都道府県の区域のみに所在する場合

当該建物の所在する都道府県の事務所等



2 事務所等の建物が、2以上の都道府県の区域にまたがる場合

当該建物の所在するそれぞれの都道府県の事務所等



事務所数に係る分割基準の算定について

Q5 事務所数に係る分割基準の算定について教えてほしい。

A

事務所数については、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日における数値)を使います。

〔事例1〕事業年度末日が月の末日と一致する場合

事業年度 X年4月1日からX+1年3月31日まで

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A県	a事務所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
B県	b事務所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

A県 12 B県 12 計 24

〔事例2〕事業年度末日が月の末日と一致しない場合

事業年度 X年4月21日からX+1年4月20日まで

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
A県	a事務所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
B県	b事務所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

A県 12 B県 12 計 24

〔事例3〕期の途中に事務所等の新設・廃止がある場合

事業年度 X年4月1日からX+1年3月31日まで

B県b事務所を5月20日に廃止し、C県c事務所に同日移転した。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A県	a事務所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
B県	b事務所	1												1
C県	c事務所		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11

A県 12 B県 1 C県 11 計 24

〔事例4〕解散があり、事業年度中に月の末日が到来しない場合

事業年度 X年4月1日からX年4月25日(解散)まで

C県c事務所は4月10日に廃止した。

		4月	計
A県	a事務所	1	1
B県	b事務所	1	1
C県	c事務所		0

A県 1 B県 1 C県 0 計 2

課税標準の分割に関する明細書(地方税法施行規則第10号様式)の記載例

Q6 課税標準の分割に関する明細書(地方税法施行規則第10号様式)の記載について教えてほしい。

A

【事例】

Y株式会社 サービス業 資本金 5億円
 事業年度 X年4月1日からX+1年3月31日まで
 課税標準額総額 所得金額 50,000,000円
 付加価値額 30,000,000円
 資本等の金額 500,000,000円

事務所等

		従業者数	事務所数
神奈川県	本社	20人	12
	川崎支店	5人	12
東京都	千代田支店	10人	12
	港支店	5人	12
合計		40人	48

【記載例(事業税部分)】

事務所又は事業所	事業税								
	分割基準 (単位=) 人・所	分割課税標準額					計 +	付加 価値額	資本等 の金額
年40万 円以下の 所得金額		年40万円 を超え80万 円以下の所得 金額又は特別 法人の年40万 円を超える所 得金額若しくは 清算所得金額	年80万円 を超える所得 金額、軽減税 率不適用法人 の所得金額又 は清算所得金 額						
本社 横浜市中区	() 20人 12所	千円	千円	千円			千円	千円	千円
川崎支店 川崎市川崎区	() 5 12								
神奈川県計	() 25 24	1,250 999 2,249	1,250 999 2,249	13,125 10,500 23,625		28,123	9,375 7,500 16,875	156,250 124,999 281,249	
千代田支店 東京都千代田区	() 10 12								
港支店 東京都港区	() 5 12								
東京都計	() 15 24	750 999 1,749	750 999 1,749	7,875 10,500 18,375		21,873	5,625 7,500 13,125	93,750 124,999 218,749	
合計	40人 48所	3,998	3,998	42,000		49,996	30,000	499,998	